

【資料－ 6】

全体調整会議に報告する事項

北陸地方整備局 千曲川河川事務所

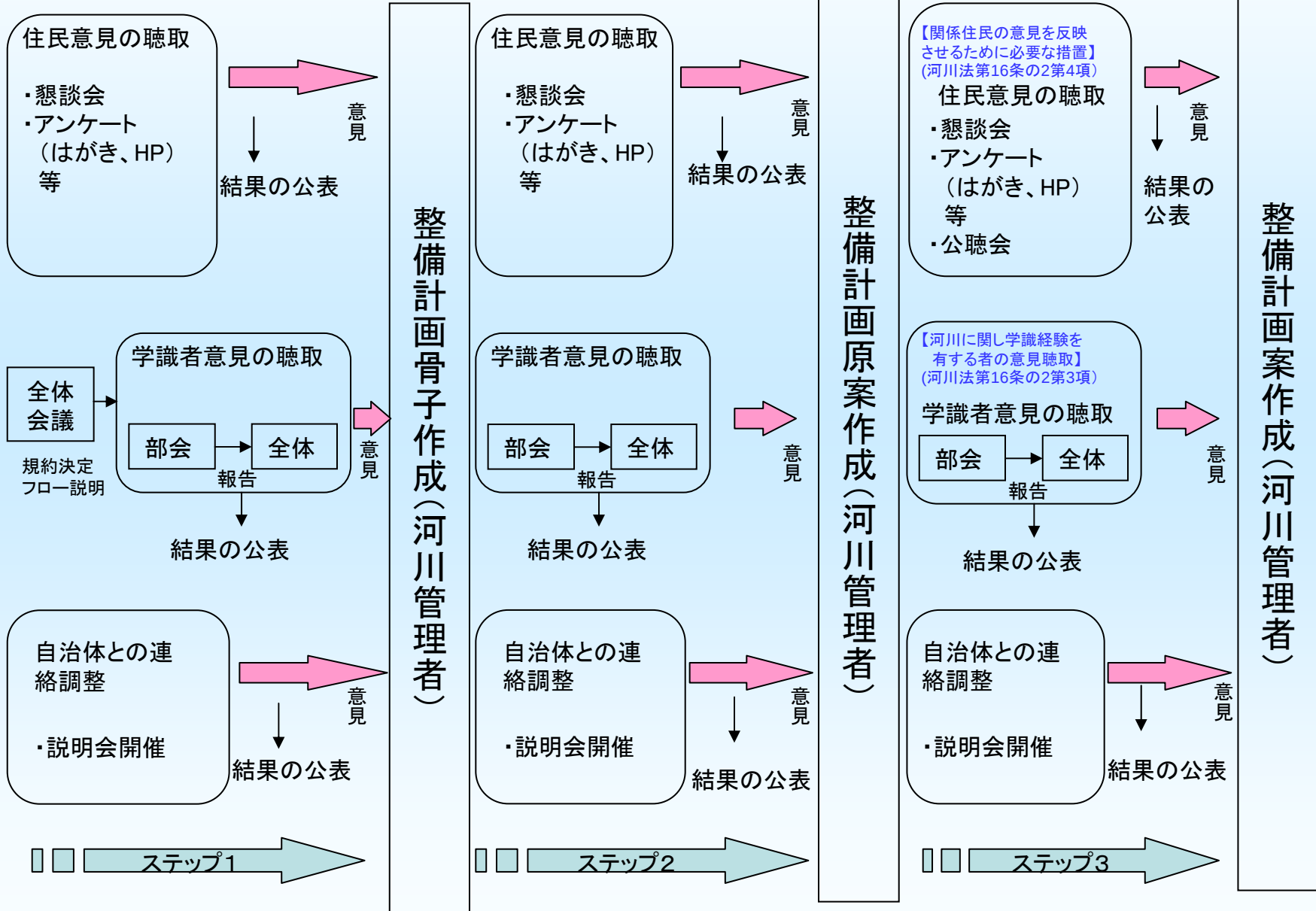
信濃川水系学識者会議 規約（抜粋）

第4条（各部会等の審議事項）

2. 全体調整会議は、学識者会議の公開、規約改正等運営に関する事項を決定する他、上流部会、中流部会、下流部会から報告を受けた事項に関し調整を行うとともに、学識者会議としての意見を取りまとめる。
3. 上流部会は、千曲川河川事務所が管理する大臣管理区間の整備計画の具体的内容について議論を行い、意見を取りまとめ全体調整会議へ報告する。

信濃川水系河川整備計画の策定フロー

河川整備計画策定 着手



河川整備計画に盛り込む内容

20～30年の具体的・段階的な計画

1. 河川整備の目標

- 河川整備計画の対象区間、対象期間
- 洪水、高潮等による**災害の発生**の防止又は軽減に関する目標
- 河川の**適正な利用**及び**流水の正常な機能**の維持に関する目標
- **河川環境の整備と保全**に関する目標

2. 河川工事の実施に関する事項

- **河川工事の目的、種類、施行の場所**
- 当該工事による**主要な河川管理施設の機能**
- 河川の**維持の目的、種類、施行の場所**

庄川水系河川整備計画の事例

【目 次】

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 河川整備計画の趣旨

第2節 河川整備の基本理念

第3節 計画対象区間

第4節 計画対象期間

第2章 庄川流域等の概要

第1節 流域等の概要

第3章 河川の現状と課題

第1節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

第4章 河川整備計画の目標

第1節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

第3節 河川環境の整備と保全に関する目標

第4節 河川の維持管理に関する目標

第5章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により
設置される河川管理施設の機能の概要

第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

全体会議に報告する事項（案）

頂いた意見を「河川整備計画に盛り込む内容」
の項目毎に分類整理

項 目	意見（議事要旨より抜粋）	備 考
治水（災害の発生の防止）		
利水（河川の適正な利用）		
河川環境の整備と保全		
河川利用		
維持管理		
その他		